改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項	改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第二項
	改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
総務大臣　原口　一博
財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

政令第三百四号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「技術（」の下に「以下この項、」を、「特定の外国」の下に「（以下この項において「特定国」という。）」を加え、「取引は」を「取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は」に、「取引と」を「取引又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引と」に改める。

別表の三の二の項（二）中「又は製造」を「、製造又は使用」に改める。

別表の九の項に次のように加える。

（三）	通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。）
（四）	超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。）

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項（二）11中「検出器」を「その部分品」に改める。

別表第一の七の項（八の二）の次に次のように加える。

（八の三）	電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール

別表第一の九の項（九）を次のように改める。

（九）	秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品

別表第一の一〇の項（一）の次に次のように加える。

（一の二）	音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置

別表第一の一四の項に次のように加える。

（十一）	爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　藤井　裕久
経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

政令第三百五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第十一条の四第一項の項を次のように改める。

第十一条の四第一項	、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金	又は休業手当金
報酬		給与